

蔵木町、多久市取水工事の共同施設建設に

関する基本協定書

蔵木町、多久市取水工事の共同施設建設に関し、蔵木町水道事業管理者蔵木町長（以下「甲」という。）と多久市水道事業管理者多久市長（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（共同施設の施行）

第1条 甲及び乙は、佐賀県東松浦郡蔵木町地内における蔵木町、多久市取水工事の取水施設、導水施設及び浄水施設（以下「共同施設」という。）の建設に関する工事（付帯工事を含む。以下「この工事」という。）を共同して施行するものとする。

（基本計画）

第2条 この工事の基本計画は、別紙のとおりとする。

2 前項に規定する計画の変更は、甲、乙協議して決定するものとする。

（事業費及び負担金額等）

第3条 この工事の施行に要する費用（以下「事業費」という。）は、692,224千円とする。

2 事業費についての甲及び乙の負担割合並びに負担金額は、別紙「共同施設建設工事基本計画」に規定する計画/日最大取水量の割合で算定した結果に基づき次のとおりとする。

一 負担割合	甲	44.44%	乙	55.56%
二 負担金額	甲	752,024千円	乙	940,200千円

3 前項の負担金額の各年度割額は、甲、乙協議して決定するものとする。

4 基本計画の変更等に伴ない、第1項の事業費又は第2項の負担割合及び負担金額を変更する必要があるときは、前項の例により決定するものとする。

5 物価賃金等の変動、災害その他甲又は乙の買めに帰することのできない理由により事業費に増減を生じたときは、第2項の負担割合又は前項により変更した負担割合によりそれぞれの負担金額を変更するものとする。

6 事業費の清算は、前各項に準じてこれを行なうものとする。

(工事実施の委託)

第4条 この工事について、乙の負担すべき部分の工事を乙は甲にその施行を委託するものとする。

2 前項の委託の方法、費用の支出方法その他必要な事項は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(完成期限)

第5条 甲は、この工事を昭和62年3月31日までに完成するものとする。ただし、歳末ダムの完成期限の延長等

及びこの工事の基本計画の変更、災害、予算の都合その他やむを得ない理由により期限を延長しようとするときは、甲、乙協議して決定するものとする。

(共同施設の持分)

第6条 完成した共同施設（施設を設置するために取得した土地を含む。以下同じ。）は、甲及び乙の共有とし、第3条の規定による負担割合に応じてそれぞれの持分を有するものとする。

(共同施設の管理)

第7条 この工事の完成後における共同施設の管理については、この工事完成までに甲、乙協議して定めるものとする。

(不用物件及び残存物件の処理)

第8条 この工事の施行中に生じた不用物件及びこの工事の完成後における残存物件については、「補助事業における残存物件の取扱いについて」(昭和34年3月/2日付建設省発令第74号建設事務次官通達)に準じて詳晰し、第3条により定められた負担割合によってその配分又は所屬を決定するものとする。

(協定外の事項等)

第9条 この協定に関し定めがない事項又はこの協定の内容を変更する必要があるときは、そのつど甲、乙協議して決定するものとする。

(協定の成立)

第10条 この協定に関し、甲又は乙の議会において議決を必要とするときは、当該議決がなされたときにこの協定は成立するものとする。

附 則

昭和56年/ / 月/ / 日以降この協定成立の日の前日までの間に、すでにこの工事に関する行為をしていたものについては、この協定の相当する条文によってなしたものとみなす。

この協定締結の証として本誓2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保育するものとする。



昭和59年12月28日

甲 殿木町水道事業管理者

殿木町長 山田 秀



乙 多久市水道事業管理者

多久市長 吉次 正 美



(別紙)

2. 施設

共同施設建設工事基本計画

施設能力

区分	計画 / 日最大取水量
成木町	4,000 m <sup>3</sup>
多久市	5,000 m <sup>3</sup>
計	9,000 m <sup>3</sup>

施設名	種別	内容	数量
取水	取水堰築造	L=22.0m H=1.0m	/ 基
	取水井築造	R0 4.0m X 5.0m	/ 井
	取水ポンプ設備		3 台
	沈砂池築造		/ 池
浄水	薬品沈でん池築造	設備一式を含む	/ 池
	急速ろ過池築造	/	8 池
	薬品注入設備	薬品タンクを含む	一式
	浄水池築造		/ 池
	管理棟築造	鉄筋コンクリート造	/ 棟
	活性炭注入室築造	設備一式を含む	/ 棟
	排水池築造	機械設備を含む	/ 池
	排泥池築造	/	/ 池
	濃縮槽築造	/	/ 池
	高濃天日乾燥床築造	/	/ 池
	浄水場内浄水連絡管施設	排水、給水管布設を含む	一式
	電気計装設備	受配電、計装	一式
	倉庫築造	鉄骨造	/ 棟
	車庫築造	/	/ 棟
	浄水場整地	盛土、積ブロック等	一式
	門柱、外柵	アルミ	一式
送水ポンプ室築造	配水施設電気計装設備を含む	/ 棟	

蔵木町、多久市取水工事共同施設建設の  
工事実施委託協議書

蔵木町、多久市取水工事の共同施設に関する基本協定書、第4条第2項に基づき、蔵木町水道事業管理者蔵木町長（以下「甲」という。）と多久市水道事業管理者多久市長（以下「乙」という。）とは、次のとおり協議書を取り交すものとする。

（目的）

第1条 蔵木町、多久市取水工事共同施設の工事実施委託協議書は、工事の促進及び調整と併せて、最も、効率的な施設を建設するための協議書である。

第2条 次の事項について、甲、乙が協議し合意のうえ実施施行するものとする。

- 1 実施設計、変更設計に関すること
- 2 工事指名入札者の指名に関すること
- 3 施工管理に関すること
- 4 施工工程に関すること

第3条 諸施設の技術専門事項等について必要がある場合は、学識経験者に指導・助言を受けるものとする。

第4条 この協議書に定めがない事項又は、必要となつた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協議書の取り交しを証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

昭和59年12月28日

甲 蔵木町水道事業管理者

蔵木町長 山田 秀



乙 多久市水道事業管理者

多久市長 吉次 正



岐木町、多久市取水工事の共同施設建設に関する

基本協定書に基づく工事委託協定書

昭和59年12月28日付をもつて締結された岐木町、多久市取水工事の共同施設建設に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第4条の規定に基づき、岐木町水道事業管理者岐木町長（以下「甲」という。）が、多久市水道事業管理者多久市長（以下「乙」という。）から乙の負担する部分の工事（以下「委託工事」という。）の施行を受託するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（工事履行の手続き）

第1条 甲は、委託工事を岐木町の関係諸規程等で定める手続きに準じ、甲の負担する部分の工事とあわせて施行するものとする。

（工事工程及び資金計画）

第2条 甲は、基本協定書第1条に規定するこの工事（以下「この工事」という。）の施行につき、工事工程及び資金計画を乙と協議して決定するものとする。

（工事執行報告）

第3条 甲は、四半期ごとにこの工事の執行状況を乙に報告するものとし又は乙は乙が必要と認めるときは、乙は、随時甲に報

告を求めることができるものとする。

(負担金の支払い)

第4条 乙は、基本協定書に基づき負担金額を第2条で決定した資金計画に基づき、甲の請求により支払うものとする。

(工事の清算)

第5条 甲は、この工事が完成したときは、工事清算書及び完成図を添付して乙に報告するものとする。

2 甲は、この工事完成後ただちに清算のうえ、乙の負担金を追徴又は還付するものとする。

(協定外の事項等)

第6条 この協定に關し定めがない事項又はこの協定の内容を要する必要があるときは、そのつど甲、乙協議して決定するものとする。

附 則

昭和56年/ / 月/ / 日以降この協定成立の日の前日までの間に、すでにこの工事に關する行為をしていたものについては、この協定の相当する条項によつてなしたものとみなす。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和59年/2月28日

甲 殿木町水道事業管理者

殿木町長 山田 秀



乙 多久市水道事業管理者

多久市長 吉次 正 兼



蔵木町・多久市共同浄水場運営協議会規約

第一章 総 則

(協議会の名称)

第一条 この協議会は蔵木町・多久市共同浄水場運営協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を組織する地方公共団体)

第二条 協議会を組織する地方公共団体は、蔵木町・多久市（以下「関係市町」という）をもって組織する。

(協議会の共同処理する事務)

第三条 協議会は、共同浄水場の管理運営に関する事務等を共同処理する。

(協議会の事務所の位置)

第四条 協議会の事務所は、東松浦郡蔵木町大字蔵木字下蔵木84番1に置く。

第二章 役員

(役員)

第五条 協議会の役員（以下「役員」という。）を次のとおり置く。

1 会長 1名

2 副会長 1名

3 委員 若干名

4 監事 2名

第六条 会長、副会長及び監事は、委員の互選により選出する。

(役員任期)

第七条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員を生じた場合は直ちに補充するものとする。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第八条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその

職務を代理する。

2 監事は、協議会の業務を監査する。

(会議の招集)

第九条 本会の会議は、会長が招集する。

2 会議は役員半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

第三章 補助機関

(幹事会)

第十条 本会の事務局に幹事若干名を置く。幹事は、関係団体長の推薦により会長が委嘱する。

2 幹事は、幹事会を組織し、会長の所属する団体の幹事が幹事長となり、次の事項を処理する。

(1) 本会の会議に提出する議案の審査に関すること。

(2) その他本会の管理運営に関すること。

第四章 会計

第十一条 本会の運営に要する経費は、関係市町の負担金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

2 会計年度は4月1日から翌年3月末日までとする。

附 則

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。



坂本町・多久市共同浄水場等管理協定書

坂本町水道事業管理者坂本町長（以下「甲」という。）と多久市水道事業管理者多久市長（以下「乙」という。）とは、昭和59年/2月28日付をもつて締結した坂本町、多久市取水工事の共同施設建設に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第7条の規定に基づき共同施設の管理について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、共同施設の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において共同施設とは、坂本協定種に基づき甲及び乙が共同して佐賀県東松浦郡坂本町大字坂本町内に築造した取水施設浄水施設及び浄水施設（当該施設を設置するために取得した土地を含む。）並びにその附帯設備をいう。

(共同施設の管理)

第3条 共同施設のうち乙は、基本協定書第6条に規定する部分にかかると管理を甲に委託し、甲はこれを受託するものとする。

2 共同施設の管理は、関係法令の定めがあるものを除くは

か、坂本町の諸規程により行うものとする。

(管理費の負担区分)

第4条 甲及び乙は、共同施設の管理に要する経費（管理事務に要する経費及び人件費を含む。以下「管理費」という。）として次の負担割合によつて算出した額（以下「負担金」という。）を負担するものとする。

負担者	甲	乙
負担割合	44.44%	55.56%

2 動力、薬品費、管理費については、別表共同浄水場施設等管理運営費算出基準に基づき負担するものとする。

(管理費及び負担金等事務手続)

第5条 翌年度の管理費及び負担金については、甲は毎年/月/月末までに乙と協議して算出見込額を作成するものとする。

2 前項の算出見込額が、予算の成立により確定した場合は、甲はすみやかに乙に通知するものとする。

3 年度中途において管理費の変更を要するときは、甲はその都度乙と協議するものとする。

4 乙は、第2項に規定する管理費の当該年度分にかかる負担金は、別表共同浄水場施設等管理運営費算出基準に基づき、甲が発する納入通知書により納入するものとする。

5 別表補算に基づき、精算残額が生じた場合は、第4条に規定する負担割合に従い、乙の請求により返還するものとする。

6 管理費の経理に関する事務手続きは、熊本町の諸規程によるものとする。

(収入の事務手続き等)

第6条 共同施設の管理に伴い生ずる不用品物の売却等による収入の事務手続き等は、第4条並びに前条第6項の規定を準用する。

(損害の補償)

第7条 甲が、共同施設の管理上第三者に損害を与えたときはその損害の補償については、第4条の負担割合に従い甲及び乙がそれぞれ負担し、甲が補償事務を行うものとする。

(資料の作成及び提供)

第8条 共同施設の管理の万全を期するため、甲、乙それぞれ資料を提供し、協力するものとする。

(協定外の事項)

第9条 この協定に定めがない事項又は、必要となつた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、共同施設の管理開始のときから

甲及び乙に係る熊本ダムの水利使用許可の存続する期間とする。

この協定が成立したことを証するため、本署を通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ通を保有するものとする。

昭和62年 2月 7日

甲 熊本町水道事業管理者

巖木町長 山田 秀



乙 多久市水道事業管理者

多久市長 川内



別表

嵯木町・多久市共同浄水場施設等管理運営費算出基準

区分	内容	負担割合		請求				納入
		嵯木町	多久市	4月	7月	10月	1月	
人件費	基本事項	共同浄水場運営管理に要する職員4名分の人件費とする		概算額の1/2				請求(納入通知)のあった日から起算して10日以内に納入又は遅付請求を行うこと
	給料	44,444%	55,556%	概算額の1/2				
	手当	44,444%	55,556%	概算額の1/2				
	法定福利費	44,444%	55,556%	概算額の1/2				
動力薬品費	動力費等	44,444%	55,556%	前3月の実績				
	薬品費	44,444%	55,556%	概算額の1/4				
維持管理費	賃金	施設維持に要する一時雇用賃金		概算額の1/4				
	旅費	水質検査等施設管理運営に要する旅費		概算額の1/4				
	役務費	水質検査手数料、火災保険料等		概算額の1/4				
	委託料	庁舎管理委託料、保安管理委託料等		概算額の1/4				
原材料費	工事請負費	施設維持及び改良等工事請負費		概算額の1/4				
	原材料費	施設維持及び修繕等に要する材料費		概算額の1/4				
事務費	共同浄水場運営管理に要する印刷物・光熱費、通信電報費及び一般事務消耗品等に要する費用で、人件費の5%を計上する		44,444%	55,556%	概算額の1/2			
管理費	管理費の特別負担金として人件費の10%		0	100,000%	概算額の1/2			
備考	「概算額の算定」当初予算作成時において前記区分毎に算定し、通知する 「精算(見込)額の算定」毎年度末日前10日までに算定し、通知する 「その他」・工事請負費に区分する事項については事前に協議する ・算定に係る資料については添付する							